

○小澤総務課長 定刻となりましたので、ただいまから第51回「社会保障審議会児童部会」を開催いたします。

皆様、聞こえますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○小澤総務課長 よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ウェブ会議にて開催させていただきます。

本日は、北川委員、倉石委員から所用により御欠席との御連絡を承っております。

また、前田委員から途中退席がある旨、御連絡を承っております。

それでは、頭撮りはここまでとさせていただきます。

また、今回の委員会は、傍聴希望者向けにユーチューブでライブ配信をしております。

なお、本委員会では、これ以後の録音・録画は禁止させていただきますので、傍聴されている方は、くれぐれも御注意くださいますようお願いいたします。

それでは、これより先の議事は、秋田部会長にお願いしたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

○秋田部会長 ありがとうございます。

本日は、議事次第にございますが、小児慢性特定疾病医療費助成の在り方に関する諮問。社会的養育専門委員会等の議論の状況。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針。

その他、最近の子ども家庭行政の動向について、御報告がございます。

それでは、最初の議題としまして「疾病の状態の程度に定める症状を呈していない者に対する小児慢性特定疾病医療費助成の在り方について」事務局から御説明をお願いいたします。

声が聞こえていないようですが。

○健康局難病対策課森補佐 大変失礼いたしました。

健康局難病対策課でございます。

すみません。恐らく冒頭から入っていなかったかと思っておりますので、最初からもう一度御説明いたします。

○秋田部会長 そうです。最初からお願いします。

○健康局難病対策課森補佐 参考資料1、画面にも映しておりますが、小児慢性特定疾病にかかっている児童等につきましては、健全育成の観点から、医療費助成を行っているところでございます。

平成27年1月に、難病法の施行と併せまして、児童福祉法に基づく新たな制度としてス

ターゲットしておりまして、現在788疾病が医療費助成の対象になっているところがございます。

本日は、小児慢性特定疾病の疾病の状態の程度に定める症状を呈していない者に対する医療費助成の在り方について、御意見をお聞きしたいと思っております。

資料の具体的な中身の御説明の前に、まずは検討の流れについて御説明させていただきたいと思っております。

こちらの医療費助成の対象につきましては、現在、児童福祉法第6条の2に規定によりまして、小児慢性特定疾病にかかっており、かつ、一定の疾病の状態の程度を満たす場合とされておりまして、これらにつきましては、厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聞いて指定することになってございます。

これに基づきまして、児童部会の下に置かれております小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会におきまして、医療費助成の対象を医学的見地から検討することにされているところがございます。

今回の議題につきましては、今申し上げました専門委員会におきまして、先月26日から28日にかけて、持ち回り審議による検討を行いまして、検討結果を取りまとめたいただいております。

この専門委員会の検討結果につきましては、本日、この部会で御検討いただきまして、御了承いただければ、社会保障審議会運営規則第4条に基づきまして、社会保障審議会の会長の同意を得まして、本部会の議決を社会保障審議会の議決とさせていただく形で、社会保障審議会の御了承を得たものとして、今後、告示改正など、所要の進めさせていただきまして、本年4月1日から改正した告示の適用を開始させていただきたいと考えているものでございます。

では、具体的な中身に移らせていただきたいと思います。

画面でも映させていただきますが、資料1-2のスライドの3枚目を御覧いただければと思います。

先ほど申し上げましたとおり、医療費助成の対象につきましては、小児慢性特定疾病にかかっているだけではなく、一定の疾病の状態の程度を満たすことが必要となっております。

1つ目の○に書いてありますが、近年、医学の進歩によりまして、症状が顕在化する前に投与することで、治療効果が期待できる薬剤が保険適用されてきている状況でございます。

疾病の状態の程度につきましては、先ほど申し上げたとおり、大臣告示において定めるところでございますが、今申し上げたように、症状が顕在化する前に投与するような薬剤が医療費助成の対象になるのかどうかは明らかではなかったということで、このたび、大臣告示の改正をさせていただけないかと考えておるところでございます。

こちらにつきましては、専門委員会で検討を行いまして、資料1-1がその検討結果になってございますが、今申し上げたことは、具体的には大臣告示の改正をいたしまして、

「疾病の状態の程度に定める症状を呈していない者に対する治療（保険診療として行われるものに限る。）を行う場合であって、当該治療が当該症状を呈すると予測される者に対して行う治療として保険適用されている場合は、疾病の状態の程度を満たすものとする」との規定を加えることを検討しているものでございます。

こうした薬剤が医療費助成として認められますと、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の健全育成にとって非常に重要なことだと考えております。

また、専門委員会の先生方からもぜひ進めていくようにとの後押しをいただいておりますので、ぜひ本日御検討いただいて、御承認いただければ幸いです。

私からの説明は以上でございます。

○秋田部会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの事務局からの御説明につきまして、委員の皆様から御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。

「手を挙げる」のボタンを押していただければと思いますが、いかがでしょうか。

こちらは諮問審議案件となっておりますが、特に御質問や御意見等はございませんでしょうか。

○小国委員 小国です。

○秋田部会長 すみません。

お願いいたします。

○小国委員 私もこの会議に参加しておりましたが、今、日進月歩しておりまして、医療の進歩に伴いまして、これから日々確実に悪くなる病気は、早期に治療を行いますと、本当に軽症で済む、或いは、ほとんど普通のお子さんと同じような発達をすることまで可能性としてあります。

実際にまだ始まったばかりではありますが、かなり期待ができる進歩がございまして、今、保険診療として承認された薬も出てきております。

ぜひ子どもたちのために、こういう薬を発症前に使えるようにしていただきたく、よろしく願いいたしたいと思っております。

○秋田部会長 ありがとうございます。

御専門のお立場からお話をいただきました。

挙手に気がつかなくてすみません。失礼申し上げました。

いかがでしょうか。ほかにはございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ただいま御説明のありました小児慢性特定疾病医療費助成の在り方については、本部会として了承するというところでよろしゅうございますでしょうか。

皆様うなずいてくださっているという了解で、異議なしということで進めさせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

それでは、次の議題に移ります。

社会的養育専門委員会等の議論の状況及び今後の予定について、事務局から御説明をお願いいたします。

○小澤総務課長 それでは、お手元の資料2-1から資料2-3に沿って説明させていただきます。

画面を共有させていただきますので、よろしくお願いします。

ただいま画面を表示いたしました。

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会等におきます議論の状況及び今後の予定についてでございます。

なお、こちらにつきましては、前々回、昨年6月9日に一部を報告させていただきましたので、以降の状況を中心に報告させていただきたいと思っております。

構成としては、このような形になっております。

主に2番目の社会的養育専門委員会の報告と、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会につきまして御報告させていただきます。

「子ども家庭福祉に関する直近の動きについて」でございます。

お手元の資料でいきますと2ページとなります。

前回、6月9日では「ワーキンググループ・検討会の開催」のところまで報告させていただきました。

その後、社会的養育専門委員会も開催していきまして、令和3年4月から計15回開催いたしました。そして、今月、報告書取りまとめと至ったところでございます。

なお、今後の予定としましては、こちらにございますとおり、今通常国会に児童福祉法改正法案の提出を予定しているところでございます。

3ページが「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（概要）」でございます。

こちらに記載されている内容をごく簡単に御説明させていただきます。

幾つかの提言事項がございます。

1点目は「市区町村における家庭・養育環境支援の強化」でございます。

ここは2つの構成です。

一つは「把握・マネジメント機能の強化」ということで、1点目が、市区町村におけます身近な子育て支援、具体的には保育所などによります身近な把握・相談機能の整備が提言されております。

2点目として、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談機関。

具体的には、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の見直しでございます。

それと、ここを通じてになりますが、支援の必要性の高い世帯を計画的・効果的に支援するためのサポートプラン作成も提言されております。

2点目としては「支援の充実」です。

家庭・養育環境の支援の事業の創設ということで、具体的には※になりますが、訪問による生活支援、あるいは居場所の支援に取り組んでいくことが提言されています。

2点目として、こうした支援につきまして、市区町村からの支援に結びつけるために、家庭・養育環境の支援に関する利用勧奨・措置の権限付与。これは市区町村に対しての権限付与としてのものが提言されているところでございます。

2点目は「児童相談所の支援機能等の強化」でございます。

1点目が、児童相談所の支援機能の強化ということで、具体的には※になりますが、親子再統合あるいは里親支援の確実な提供を可能にするようにと提言されています。

次に、一時保護開始時の司法審査の導入。

それと、一時保護所の人員配置基準に関する基準の策定と第三者評価の受審が提言されています。

3点目は「子どもを中心として考える社会的養育の質の向上」でございます。

1点目として、具体的には子どもの意見・意向の聴取でございます。

児童相談所への措置などの際に、子どもの意向を意見聴取の方法などにより把握して、子どもの最善の利益を考慮して、その措置を勘案するというところでございます。

2点目として、都道府県による意見・意向表明支援の体制整備と権利擁護機関、これは児童福祉審議会等を想定していますが、これの活用による権利擁護の環境整備が提言されています。

3点目が、社会的養育経験者の自立支援の充実。

具体的には、施設等の入所の年齢による一律の退所を見直しまして、在宅にいる児童などへの見直し、あるいは在宅にいる児童などへの通いの自立支援の拠点整備が提言されています。

4点目としては「人材育成等」でございます。

1点目が、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上ということで、※にございますが、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格として、まだ仮称でございますが、子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの導入が提言されています。

それから、児童へのわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化、あるいはベビーシッターにつきましても、わいせつ行為などへの行政処分の公表といったものが提言されております。

引き続きまして「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会について」でございます。

こちらにつきましては、既に前回の部会で検討会を設けられた旨は報告させていただきましたので、今回は、その取りまとめの概要につきまして御説明させていただきます。

お手元ですと6ページとなります。

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の取りまとめにつきましては、

昨年12月に取りまとめられました。

具体的な政策の方向としては、こちらにございますとおり、これまでの国の保育政策は、待機児童の問題への対応が主流。

他方、今後の人口減少社会においても、良質な保育を提供し続けることが課題。

特に、0～2歳児への支援に強みを持つ保育士の役割の強化といったことが提言されています。

その上で、具体的な取組内容としては、1点目が「人口減少地域等における保育所の在り方」ということで、例えばこちらにございますとおり、各市区町村が保育所の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制を計画的に行うといったことが提言されております。

2点目は「多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」でございます。

例えば最初の項目でございますれば、子育て負担を軽減する目的での一時預かり事業の利用促進、あるいは施設見学・慣らし預かりを経た事前登録制の構築といったものが提言されております。

また、この中で同時に、医療的ケア児、障害児、あるいは外国籍の児童に対する対応の研修の検討、あるいは推進といったものも提言されています。

3点目は「保育所・保育士による地域の子育て支援」でございます。

例えば1点目では、保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化。

それから、地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起といったものが提言されています。

4点目は「保育士の確保・資質向上」でございます。

これにつきましては、例えば最初のところで中高生への周知、あるいは保育技術の見える化、さらには保育士の魅力発信といったものがございます。

他方、例えば真ん中辺りの部分になりますが、先ほど社会的養育専門委員会の報告書の中で一部触れられていました児童へのわいせつ行為で取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求めるなど、教員と同等の保育士の資格管理の厳格化といったことも提言されているところでございます。

次は、子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会でございます。

こちらにつきましては、内容的には昨年6月の部会で既に報告させていただいておりますので、その内容とは同じでございますが、今回の法改正の関係でいきますと「(3)再発防止」の部分につきまして、現在、法律上の手当てや所要の検討を進めている状況でございます。

資料2-1につきましては、以上でございます。

ほかに、お手元の資料2-2、資料2-3が、それぞれの検討会、あるいはその報告書となります。

資料2-2が、社会的養育専門委員会の報告書。

資料2-3が、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の取りまとめで
ございます。

私からの説明は以上でございます。

○秋田部会長 御説明どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様から御質問や御意見がございましたら、
お願いいたします。

なお、委員提出資料につきましては、個別に時間は設けませんので、関連する議論の時間
の中で適宜挙手いただきまして、御説明をいただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

どなたからでもお願いいたします。挙手ボタンあるいはミュートを解除して御発言いた
だければと思います。

今、お手が上がったのは小川委員でしょうか。あと松田委員。

では、小川委員が黒くなっていますので、松田委員、お願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。

せたがや子育てネットの松田です。地域で子育て支援をしています。

大きくは3点で、たくさんあって申し訳ないのですが、まずは、総合支援拠点と子育て
世代包括を一体的にというところで、本当に地域の中が密になっていくことはすごくあり
がたく思っています。

私も、利用者支援基本型というところで、子育て世代包括支援センターに位置づけてい
ただいたことで、コロナ禍に本当にきめの細やかな連携を保健師さんと取ることができま
した。

私たちは地域型にいますが、基本型を地域側で、民間で担っているところが全国に
何件かあるので、これが一体的になったときに、そういったハブになるように、地域側の
私たちは動き回る蜜蜂みたいな感じでやっているのです。

そういった人たちは、行政の枠組みの中の立てつけとしては、きっと一体的になると思
うのですが、私たちみたいなやり取りをして、地域等とつなぐインフォーマルに動いてい
るところが、どのように組み込まれるのかなとちょっと心配しています。大量の相談は受
けないのですが、民間のフードパントリーにつないだり、そういったすごく有機的な動き
ができているところが相当数ありますので、そこについて少し様子をうかがっているところ
です。

もう一つ、今度は権利擁護のところ丁寧に組み込まれていくのは、私も期待している
ところなのですが、社会的養護の分野の対象の子どもにだけそれが行われるのではなくて、
全ての子どもにというところは、しっかりと基盤に置いていただけたらと思っています。

アドボケートという言葉なども資料の中に入ってきていたと思うのですが、それは全て
の子どもがもともと持っていて、そういった方が寄り添ってくれるような地域をつくって
いきながら、子どもたちもほかの子どもたちに気づけるような、自分にはそういう権利が

あるということをもともと困ってからではなく、伝えていただけるとありがたい。

もちろん、集中的に急いでやらなければいけない分野とは承知しているのですが、その部分について、ぜひ御検討いただけたらと思います。

最後にもう一つ、一時預かりや一時保育の部分です。

保育所の機能として、少し拍車をかけていただけると、私たちマッチングする立場としてはありがたいと思っています。

その際に、かかりつけという言葉も出ていましたが、ぜひ選べるということも大事にしてもらえるといいと思います。

もちろん、この地域にはここしかないという地域もたくさんあると思うのですが、そこが抱え込みにならないように、ほかの子育て支援との連携、それこそ基本利用者支援やほかの拠点とか、もちろん公的なところもそうなのですが、地域の連携を保育所がくださるといいのかなと思います。

どうしても保育所が丸ごとで孤立してしまう心配をしていますので、ぜひ縛るものにならないこと、選べるということ、保育所自体が地域の中のネットワークでサポートされるネットワークをつくることについても、ぜひ御検討ください。

以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

今、3点御指摘いただきましたが、事務局から何かございますでしょうか。

お願いいたします。

○野村企画官 子ども家庭局で企画官をやっております、野村でございます。

3点いただきました。

まず、一体的相談機関の部分でございますが、御指摘がございましたとおり、まさに行政における児童福祉の拠点、母子保健のセンターは、今でも一体的に取り組を進めてこられて、先進事例とされてきた自治体は非常に多くございます。それをしっかりと制度に位置づけて、平成28年から積み重ねてきたノウハウを次のステージにというところで、今回、打ち出しをさせていただいたところでございます。

そういった中で、個別具体的に、まさに先ほど蜂のようという御指摘もございましたが、地域をつないでいただいている方々とのつながりは、同じ形で進めさせていただきたいとも考えております。

具体的な制度設計については、今後、そこら辺を含めて議論は考えておりますが、今回、地域の行政の機能を一体的な相談機関という形でなしていく中において、そういった部分が失われないように、しっかりと手配していきたいと思っております。

あと、全ての子に権利擁護という議論は、まさに社会的養育専門委員会でも御意見をいただいたところでございます。

一方で、児童虐待といった事案、あと社会的養護の部分で一時保護施設といったところで、様々な権利制約をされるところにおいて、非常に苛酷な状況に置かれている子たちが

いるということがございまして、まずはそこからしっかりと体制を整えていく。その上で、全ての子といったところまで広げていくことができるのかは、今後の検討といったところで、まずは社会的養護のところを確実にできるよう進めていきたいところでございます。

そういった中で申し上げれば、意見表明等のモデル事業は、幾つかの自治体に手を挙げていただいておりますが、そういったところの取組が少しでも進むように、我々も制度をしっかりと仕立て上げていかないといけないと考えております。

かかりつけということで、身近な相談機関を保育所、地域子育て支援拠点といったところに担っていただきましょうといったところでございますが、もちろん、様々に選べるといったところは、市区町村は一定の圏域ごとに整備していくことを考えておりますが、利用する方については、利用者目線で、様々なところを選ぶことができるという形で考えておりますので、そこら辺もまたいろいろな御意見をいただきながら考えていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

続きまして、周委員、お願いいたします。

○周委員 日本女子大学の周燕飛です。

今日はどうぞよろしく申し上げます。

2点について、ご意見を申し上げたいと思います。

1つ目は、一体的相談機関の設立についてです。様々な支援機関が提供されているサービスを一本化して、そこに行けばワンストップサービスを受けられる意義は大きいと思うのです。

ただ、設立に当たって、幾つか工夫していただきたい点があります。

例えば、ネーミングへの工夫です。

インパクトのあるネーミングをつけることができれば、その効果をより現すことができるかなと思います。

それから、母子保健や児童福祉、文科省が提供しているいろいろな支援は、ばらばらで利用しづらいのです。統合するに当たっては、情報の集約もとても重要だと思うのです。

情報集約の方法ですが、今までのアナログ方式をでは、非効率で本当に必要な人にサービスが届くまでに時間がかかってしまうという可能性があります。そこはIT技術などを駆使して、効率的に情報共有や集約を行うよう工夫する必要があるかと思うのです。

そして、せっかくいいサービスがあるのに、本当に必要とする人は、なかなか支援にたどり着けないという問題があります。支援の必要性が高いグループにはその問題が特に深刻です。いち早く必要性の高いグループを洗い出して、このグループを一体的相談機関の利用につなげていくよう、工夫してもらえればいいかなと思います。

2つ目は、前回の会議でも議論があった子ども家庭福祉ソーシャルワーカーという新資

格についてです。新資格をつくることで、サービスの質が高められることが期待されます。ただ、この分野は、もともと非常勤職員の割合が高かったり、賃金が低かったり、優秀な人材を集めることが比較的難しい分野でもあります。新資格を設立することによって、入職のハードルが高くなり、人材集めをより困難になってしまう可能性も考えられます。したがって、新資格をつくるとともに、この分野の仕事に従事する福祉ワーカーたちの処遇改善、あるいはキャリアアップの機会を広げてあげることも同時に必要ではないかと思えます。

以上です。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、事務局は何かありますか。それとも、続けて御意見をいただいてからにいたしましょうか。

○小澤総務課長 それでお願いします。

○秋田部会長 分かりました。

それでは、続きまして、草間委員が次にお手を挙げてくださっておりますので、よろしくをお願いします。

○草間委員 私からは、3点ございます。

1点目が、報告書の19ページになるのですが、中段ぐらいに里親支援機関（フォスターリング機関）を児童福祉施設に位置づけるのは、大変評価すべきことだと思っています。

その際、社会福祉士の実習施設、あるいは今度創設される子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの実習施設としても、そこが重要な実習先になると思いますので、そういったことも踏まえておく必要があるかと思っています。

2つ目になりますが、私はカナダのアドボカシーオフィスとか児童相談所でインターンシップをした経験があるのですが、私の理解では、かの国では、子どもの意見表明と併せて代弁をすることが保障されておりました。

意見・意向表明支援の中には代弁する機能があると思うのですが、恐らく、子ども自身が意見を言っていく、併せて意見が言えない、あるいはそこまでの認識がないといった場合には、代弁する機能やその役割が大きいと思うのですが、この辺りはどのように捉えたらいいかが2点目でございます。

3点目が、27ページのマル3の「権利擁護機関」についてなのですが、この中で最初の○の下から2行目に「対応の改善を促す機能」とあるのですが、私はこの中に、諸外国の例でいくと、いわゆる法的知見も担保しなければならないのではないかと感じています。

以上、私は3点でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

続けて、委員の皆様から御意見を頂戴してから、事務局からということでございます。

また、今、山野委員からは、チャットで資料のやり取りがあったようでございます。

委員の先生方、いかがでございますでしょうか。この部分につきましては、特にほかに

はございませんでしょうか。

○山野委員 山野です。

手を挙げていたのですが。

○秋田部会長 失礼しました。

先生のお顔が映っていないようです。

○山野委員 ごめんなさい。移動中で。

○秋田部会長 すみません。

どうぞお願いいたします。

○山野委員 移動中なのです。ごめんなさい。

○秋田部会長 すみません。

お願いいたします。

○山野委員 移動中で、電波が悪いかもしれないのですが、今、チャットに貼りました。

電波が悪かったので、もしかしたら発言のタイミングは違うかもしれないのですが、先ほど周先生がおっしゃってくださっていた、データを連携すると、いろいろなところがつながって、見落とさない。先ほどの周先生の御意見は、もちろんリスクの高い子を必ず拾い上げるといふか、ケアしていくとおっしゃっていたと思うのです。

それと両輪で、予防的に事前にキャッチするというリスクの拾い上げです。大阪の摂津の事件とかいろいろな虐待事件が続いているわけなのですが、そこで予想もしない人たちが事件になっていたりしますので、全ての子どもたちから、データを連携してキャッチしてリスクの可能性段階で拾い上げていくことです。今、デジタル庁が動いておられます。なので、ぜひ厚生労働省、ここの委員会としても予防的に拾い上げる必要性を後押ししていただきたい。

保健と福祉は割といけるのですが、教育と福祉のデータは、教育の壁が厚くて難航しています。ぜひ厚労省からも文科省にいろいろな形で、この重要性を。

末端の子どもさんには結構共有したり、されているのですが、データを連携させるということは、思いも寄らないリスクを拾う可能性がある。そこで、こういった仕組みが併せて重要なのだということもぜひ意見として述べたいと思いました。

秋田先生、聞こえていますか。

○秋田部会長 はい。十分に聞こえております。

ありがとうございます。

○山野委員 ありがとうございます。

○秋田部会長 大変貴重な御意見や情報提供を周先生の御発言ともつないでいただきました。ぜひこの部会としても後押しをしていくことが重要かと思われま。

本当にありがとうございます。

○山野委員 ありがとうございます。

○秋田部会長 あとはいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局から、今のお三方の先生の発言に関してよろしくお願ひいたします。
野村企画官からお願ひします。

○野村企画官 企画官の野村でございます。

ありがとうございます。

まず、周委員からいただきましたネーミングは、社会的養育専門委員会でも様々な御意見をいただきまして、一方では分かりやすさみたいところも求められている状況がございます。

今後、ネーミングはいろいろと思案して、打ち出しをさせていただきたいとも思いつつ、一方で、自治体のほうでも個別に名称を設けていかれるところもございますので、そういったところはまた自治体のほうでも工夫されていくのかなと思いますが、今後、我々のほうでもネーミングを引き続き検討したいと思っております。

あと、ITのお話については、総務課長からまた後で御説明をと思ひます。

あと、必要とする人が支援にしっかりととどり着くという部分は、多分、2つ切り口があると思っております。

一つは、まず、この相談機関にどうやってつなげるかといったところでございますが、その部分は、今回、身近な相談機関といったところを設けさせていただくとか、今回の一体的な相談機関の部分で、地域の様々な取組を一緒につくり上げるような機能も付与したいと思っております。

そういった中で様々な情報のやり取りといったところもあろうかと思ひますし、要対協の機能をしっかりと確認していく中で、どのように情報のやり取りがスムーズになっていくかということも併せて考えないといけないと思っております。そういったところも、今回、制度改正で見直していく流れの中でしっかりと手当てをしていきたいと考えています。

また、必要とする人に具体的に支援を提供するという意味で申し上げれば、今回、市区町村が利用勧奨や措置を、今まで手を挙げてくれないと支援を提供できなかったところに対して自治体が能動的に提供できる形にもしておりますので、そういったところも工夫を重ねながらやらせていただきたいと思いますと思っております。

あと、今回の民間の新しい資格の部分については、処遇改善といったところにつなげる必要があるというのも社会的養育専門委員会でも御議論いただきました。

今、ようやくこういう形で資格をつくっていく必要があるということで、何とか議論の結果をいただいたところでございますので、併せて処遇改善、インセンティブといったところについて、どのようにつなげていくのかは、今後、施行までの間にしっかりと考えていきたいと思ひます。

あと、里親支援の部分ですが、実習施設にするかどうかといった部分については、もちろん、多分そういった対象になってこようかと思ひますが、職員の養成の中でまた考えさせていただきますと思ひます。

あと、アドボケイト、意見表明支援でございますが、代弁する機能といったところは、まさに中心的な役割といったところになるとも考えております。

審議会の中では、それこそすごく小さい子どもから障害のある子どもといったところに対してこういう意見表明、意向把握が必要であるといった御意見もいただいておりますので、そういう流れで代弁機能といったところをどのように果たしていくのか、この部分は、今はモデル事業等で取組をさせていただいているところのノウハウをしっかりと確認しながら、どのように具体的に機能を果たすことができるようになるかといったところ、施行までの間に様々に考えなければならぬことがございますので、そういった中で、今日いただいた御意見も踏まえてしっかりと考えていきたいと思っております。

あと、権利擁護機関、法的知見を有するといったところは、まさに今回、権利擁護と意見を聞いた中で、どのように子どもの処遇とか今後の生活みたいなところを担保していくのかといったお話も多分出てくるかとは思っておりますので、当然、そういった要素は含まれるかと考えております。

あと、データのところはよろしく申し上げます。

○小澤総務課長 引き続きまして、データの関係につきまして、私、小澤から御説明させていただきます。

先ほど御指摘いただきまして、ありがとうございました。

山野委員から御指摘のあったデジタルの関係でございます。

現在、デジタル庁におきまして行っていますプロジェクトチームにつきましては、私も厚生労働省からは佐藤副大臣がメンバーとして出席しておりまして、この検討に関わっております。

ちなみに、事務局といたしましては、子ども家庭局の担当課長として、本件について、私が担当している状況でございます。

山野先生から御紹介のあった第2回のプロジェクトチームでは、私どもからは、いわゆる児童虐待のAIの活用、機械学習による一時保護の必要性の判定の事例を紹介させていただきました。

先ほど山野先生から御指摘があったとおり、これを使いますと、見落としがちなリスクファクター、あるいは機械学習のモデルが重要と判定する部分を、例えばヒアリングなりインタビューの中で聞いていくといったことが可能になる。単に判定するだけではなくて、実務への還元という面でも非常に効果のあるプログラムということが分かってきております。

これにつきましては、現在、私どもは全国展開に向けまして、予算事業を活用して進めているところでございます。

ただ、データの活用範囲はあくまで虐待、あるいは児童相談所が持っているデータだけでございますので、今回のデジタル庁のプロジェクトは教育、あるいはまさに山野先生から御指摘があったとおり、教育あるいは福祉にまたがるデータをどのように連携させてい

くかが一つ大きな点となっております。

この点につきましては、まさに現在、デジタル庁中心に検討が進められているところでございまして、私どもといたしましても、必要な協力はしっかりとしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

ただいま御説明を御担当からいただきましたが、それを聞いて、何か御意見等がおありの先生はおられますでしょうか。よろしゅうございますか。

小国先生、お願いします。

○小国委員 デジタル庁の話がありましたが、最初にセキュリティーの問題でみんな敏感になっていることと、だからこそ進まないという問題点が明らかになっています。

ですから、デジタル庁は、今まで失敗がありました、それはさておき、新しいデジタル庁となったわけですから、セキュリティーの問題に対する解決策を説明してほしいです。100%の人の賛同を得るのは難しいですが、多くの人たちが賛同できるような、安心できるような国民に向けた分かりやすい説明がまず欲しいです。

教育の現場でデジタル化が進みにくいのは、個人情報に関してとても敏感で、表に出したくないという思いがあるからだと思います。

これは何が問題かということ、親の理解、広く言えば国民の理解があれば、教育の分野であっても、情報の開示（デジタル化による情報管理の下で、必要に応じた情報開示ができるということ）はできるのではないかと思いますので、まずは、セキュリティーの問題ということで、しっかりとした基盤をつくっていただいて、分かりやすい説明をしていただきたいと思ひます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

続きまして、宮島委員、お願ひいたします。

○宮島委員 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

社会的養育専門委員会に参加させていただいたので、黙っていていいのかなと思ひまして、少しだけ報告と、今お聞きした内容で感じたことを述べさせていただきたいと思ひます。

相澤委員も、北川委員も、倉石委員も、4人参加させていただきました。

また、2回前のこの部会では、ぜひともこの検討の資格の部分を含めて御関心をいただきたいということでお伝えし、委員長がまとめてくださりまして、その議事録が専門委員会で報告されました。事務局が速やかに対応してくださりました。

本当に様々なものが検討されて、とりわけ困難を抱える子どもと家族が今、増え広がっているけれども、そこに支援が届かない、ここを何とかしなければならないということが明確にされて、そのために様々な角度から検討されて、いろいろなサービスについても必要だと明確に述べ切った。それを届けるためには、市町村が大事だ、また民間との連携が

大事だ、従来から言われている児童相談所においても重要だとなりました。

先ほど松田委員が、蜂のようにとお話されて、いい言葉だなと感じました。蜜を運び、花粉を運び、実を結ぶ。まさにそうになっていかなくてはいけないと改めて思われました。事務局は本当に大変だと思いますが、まさに提案されるものが現実になっていくために、さらにお力を借りたいと思います。

また、先ほど周委員が言うてくださいましたが、人材確保が本当に難しい状況があります。学校の先生方も大変ですが、子ども分野は本当に大変です。現場では常勤の方は残業等が多い。一方、非正規で働く方が特に市町村で非常に多くその方々が担っている状態。また、公的な部分なのにもかかわらず、募集をかけてもなかなか人材確保できない。さらに、若く経験の浅い方が多く、人材育成が課題になっている。改めてお力を貸していただきたいと思いました。

先ほどのAIのことで、どうしてもお伝えしたいと思ったのですが、子どもと家族の本当のところ、大変な状況がちゃんとキャッチされて、その状況が理解されて、それが共有される必要がある。

共有されるときに、必ず分析と統合がなければ、当事者には届かない。また、当事者自身の意見がとても重要だと。

AIの活用はぜひとも進めるべきだと思いますが、AIが危険、リスク判定だけをディープラーニングしていってしまうと、追い詰めるところになってしまうのではないかと懸念いたします。ソーシャルワークでいうニーズ把握とかアセスメントは、本人のストレングスと自分たちがどうしたいかということをちゃんと踏まえた上でアセスメントするということが、ソーシャルワークの基本的なテキストでは明確に示されています。

もちろん、子どものニーズと親のニーズは必ずしも一致しませんので、子どもがそのことによって親に気遣い過ぎて追い詰められることはあってはならないと思いますが、そのストレングスとどうしたいかをちゃんと踏まえた上での分析・統合がなされるように、AIの活用においてはそのことが間違った方向にならないように、ぜひとも注意を払いながら活用していただきたいと思います。

以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

大変大事な御指摘をいただきました。

ほかにいかがでしょう。

今、相澤委員のお名前も挙がっておりましたが、いかがですか。

○相澤委員 相澤でございます。ありがとうございます。

私は、厚生労働省、関係者の皆様のおかげで、とても大幅な改正ができ、制度的に推進されると思っていて、感謝を申し上げたいと思います。

ただ、これだけ大幅な改正をしていくとなると、例えば新しい事業とかそういったものを市町村にちゃんと実施してもらえるかどうかといったことが非常に大きな課題になるだ

ろうと。やっていただけるところとやっていただけないところが出てしまうと、そこで格差が生じてしまう。

ですので、そういった意味できちんと市町村が実施できるような仕組みというか、仕掛けといったことについても創意工夫をしていただけると大変ありがたいと思います。それが1点です。

もう一つは、これだけいろいろな事業とかいろいろな仕組みを変えていきますと、ソフト面の充実が必要だと私は思っておりまして、現場で実践していく上において、実践の道しるべとなるようなガイドラインといったソフト面の開発が重要でございますので、そういった面においてもぜひお力を入れていただければと思っております。

私からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

○秋田部会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、今の御意見に対して何かあれば、事務局からお願いいたします。

○小澤総務課長 私、小澤からデジタル関係について申し上げます。

まず、小国委員からセキュリティーの問題が非常に重要であると御指摘いただきました。まさにそのとおりだと思います。信頼に足るシステムは、セキュリティーがしっかりとしていないと、そもそもそれ自体を動かすことが難しいということが当然のことでございますし、また、万が一、情報漏えいがあれば、行政、あるいは市民からの信頼を喪失することになるので、この点については非常に重要な御指摘かと思っております。

なお、1点だけ補足させていただきますと、今回のデジタル庁が行おうとしている枠組みは、あくまで市町村なりの中にとどまる範囲での情報共有をいたしたものでございます。なので、ほかの分野にありますように、例えば匿名化して、国全体で共有するとかそういったことを考えているものではないことについては補足させていただきますよう、お願いいたします。

2点目は、宮島委員からAIの活用を間違わないようにするべきであると御指摘いただきました。まさにそのとおりでございます。

今回の事業あるいはモデル事業におきましても、AIはあくまでも補助的に、言うなれば、支援という目的で行ってまいりまして、それ自身で判断させるという性格のものではございません。その点については、強調させていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。

時間の都合上、議題3と議題4は、一括で御説明いただき、審議したいと思います。

まずは「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○小澤総務課長 ありがとうございます。

それでは、まず、お手元の資料3、こども家庭庁の関係につきまして御説明させていただきます。

再び画面を共有させていただきます。

お手元の資料でいきますと、資料3-1となります。

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント」という資料がございます。こちらの資料を中心に御説明させていただきたいと思います。

今回のこども政策の新たな推進体制と申しますのは、もともと昨年の方針にこども行政に関する新たな体制の検討ということで明記されて、政府の中での検討が始まりました。

それを受けまして、まず、資料3-3もお配りしていますが、昨年11月29日に「こども政策の推進に係る有識者会議 報告書」ということで、こちらにつきましては、秋田委員にもメンバーとなっていていただいておりますが、こども政策の推進に係る有識者会議の報告書を頂きました。

それを受けて、今、画面で共有していますこども政策の新たな推進体制に関する基本方針が、本文としては資料3-2に添付していますが、昨年12月21日に閣議決定されたものでございます。

以下、資料3-1に沿って、主な要点を説明させていただきます。

まず、最初の4行ほどの部分でございますが、まず、政府としては、常に子どもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える、これを「こどもまんなか社会」と呼びますが、こどもの視点でこどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れて、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする。そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設すると基本方針で決定いたしました。

今後のこども政策に関する基本理念として、6点挙げられています。

1つが、こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案。

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上。

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援。

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援。

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換。

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクルということで、こうした6つの基本理念に沿って、それぞれこちらの政策の方向性が示されております。

組織といたしましては、次のページになります。

こども家庭庁の組織・事務についてという資料がございます。

すみません。ページ番号が若干おかしくなっていますが、お手元の資料3-1でいきますと、2ページ目をめくっていただきますと、こちらの資料が出てきます。

まず、今回のこども家庭庁につきましては、内閣府の外局として設置します。

内閣府の外局は、こども担当特命大臣の下に置かれまして、こども政策担当大臣が置かれますが、各府省に対しての勧告権限あるいは総合調整権限を持つこととなります。

こども家庭庁につきましては「令和5年度のできる限り早期」とあります。現在、これにつきましては、令和5年4月1日を予定しています。

そして、内部組織につきましては、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制ということで、移管する定員を大幅に上回る体制を目指すということにされております。

こども家庭庁につきましては、内閣総理大臣の下にこども政策担当大臣を置いて、その下にこども家庭庁を置きます。

こども家庭庁におきましては、主な3つの機能は、1つは「司令塔機能」ということで、いわゆる子ども関係に関する総合調整権限を一本化します。

今まで司令塔が不在だった分野につきましても主導することにしております。

「各府省から移管される事務」についてでございます。

内閣府からは、子ども・子育て本部、あるいは子ども・若者支援、子どもの貧困対策に関する事務。

文部科学省からは、災害共済給付に関する事務。

そして、厚生労働省からは、婦人保護事業を除きますが、子ども家庭局が所掌する事務、障害児支援に関する事務がそれぞれこども家庭庁に移管されることとなります。

また、新たに行う、あるいは強化する事務としては、性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤の整備といったものがございます。

また、こども家庭庁は、こども家庭庁だけにとどまるわけではなく、総合調整権限に基づいて、各府省大臣にも関与していくこととなります。

具体的には、文部科学省に対しましては、例えば幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上、共同で策定するといったもの。

それから、いじめ重大事態に係る情報共有と対策の一体的検討といったものがなされることとなります。

また、厚生労働省につきましては、医療関係各法に基づく基本方針の策定における関与が具体的な関与として、今後出てくることとなります。

こちらは、こども家庭庁の創設のイメージについてということで、こども家庭庁が担う分野と、主に文科省や厚労省が担う分野をイメージ図にしたものでございます。

「妊娠前」から「学齢期以降」ということで、それぞれ図がございます。

教育の分野は、主に文部科学省が所管しますが、こども家庭庁も、特に就学前教育を中心に関与していくこととなります。

また、特に例えば「母子保健」「こどもの居場所づくり」「児童手当」「こどもの安全」

「困難な状況にあるこども支援」については、こども家庭庁が行うこととなります。

また「こどもに対する医療」は、主に厚生労働省が所管していることとなりますが、こども家庭庁も関与していくことにしております。

次に、今回、事前の御質問が多かった点を補足させていただきます。

共有画面を替えさせていただきます。

何点か御質問がございました、今回の児童部会についてどうなるのかという点がございましたので、この点について補足させていただきます。

今、画面に出させていただいているのは、今回のこども政策の推進体制に関する新たな基本方針の別紙となります。

ページといたしましては、21ページとなります。

審議会等の扱いについて、この文書の中では子ども・子育て会議、社会保障審議会福祉文化分科会、児童部会、障害者部会（障害児政策部分）、厚生科学審議会（母子保健関係）、成育医療協議会の機能につきましては、今、名前がこども家庭審議会となっていると記憶していますが、こども家庭庁に置くこども政策審議会に移管するとされていますので、当部会の機能につきましては、こども家庭庁に移管ということとなります。

あと、お手元の資料3-3が、こども政策に関する有識者会議の報告書の概要でございます。

こちらにおきましては「はじめに」としてこどもを取り巻く現状を挙げまして、先ほど基本方針の紙にございました、今後のこども政策に関する基本理念、それから政府として今後取り組むべきこども政策の柱として、例えば1点目としては、結婚、妊娠、子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す。

全てのこどもに健やかで安心・安全に成育できる社会を目指す。

成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく、健やかな成長を保障する。

あるいは政策を進めるに当たって、共通の基盤となるものについて、それぞれ提言している状況でございます。

また、政策の立案・実施・評価プロセスにつきまして具体的に研究しています。

特に、この中では、先ほど社会的養育専門委員会等の報告にもありました子どもや若者、子育て当事者からの意見聴取といったことにつきましても、この中で述べられているということでございます。

私からは以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

次に「最近のこども家庭行政の動向について」予算及び税制改正要望の概要の御説明をお願いいたします。

○小澤総務課長 ありがとうございます。

再び画面の共有で説明させていただきます。

お手元の資料4となります。

令和4年度予算案の概要でございます。

今回の予算案につきましては、補正予算と本予算がございますので、それぞれの項目を御説明いたします。

まず、令和3年度予算の概要でございます。

こちらにつきましては、厚生労働省全体では8兆9733億円となっております。

こども家庭関係の主な項目といたしましては、4ページ目になりますが「保育士・幼稚園教諭等に対する3%程度（月額9,000円）の処遇改善」につきましては、内閣府のほうに計上されている予算となりますが、これが一つ大きな項目となります。

これと同様の取組を放課後児童支援員等に対する処遇改善。

それから、社会的養護従事者の処遇改善は、厚生労働省の予算に計上していますが、こちらにつきましても、今回の補正予算では、今年2月から9月までの分の処遇改善の所要の経費を計上しているところでございます。

引き続きまして、令和4年度予算案の概要を説明させていただきます。

8ページでございますが、今回の主要事項の柱立てとしては、このような状況になっていきます。

1点目が、子育て家庭を包括的に支援する体制の構築。

児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進。

「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援。

ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援の推進。

東日本大震災からの復旧・復興への支援でございます。

1枚めぐりまして、予算額でございます。

令和4年度の予算案につきまして、子ども家庭局関係では、補正予算を合わせますと6220億円ということで、前年度の当初予算と比べますと1660億円の増となります。

内訳としては、4598億円が当初、1622億円が補正予算分となります。

このほかに、東日本復興特会計上分のものがございます。

主要項目だけ、一部説明させていただきます。

1つは、10ページにございますが「母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築」ということで、令和4年度補正を含めまして、全体で817億円の予算を計上しています。

うち補正予算は600億円で、この600億円は、母子保健と児童福祉の一体的提供に向けた支援ということで、そのための体制構築に向けた費用として計上していきまして、安心こども基金に計上することによりまして、複数年度にわたって使用する形で計上しているところでございます。

また「ヤングケアラーへの支援」についても取組を行っております。

児童虐待防止対策・社会的養育の迅速な推進につきましても、1733億円の内数の中で取っていますが、例えば「地域における子どもの見守り体制の強化」といった新規の事項にも取り組んでいる状況でございます。

児童虐待の関係の次は、ページが飛びまして、17ページでございますが「『新子育て安心プラン』をはじめとした総合的な子育て支援」ということで、こちらにつきましては「保育の受け皿整備・保育人材の確保等」ということで、1640億円、うち補正予算としては671億円。これは主に「保育の受け皿整備」の関係の費用を計上しております。

受皿整備のために、今回、当初、補正を合わせて「新子育て安心プラン」の推進につなげていこうとしております。

それから、ページを飛びまして、20ページの子ども・子育て支援新制度の関係でございます。

こちらにつきましても、保育等の運営費、所要の経費として3兆3301億円を計上しているところでございます。こちらは内閣府計上分でございます。

それから、25ページのひとり親家庭等の自立支援及び困難な課題を抱える女性への支援につきましても、所要の額を計上しているところでございます。

そして、29ページですが「東日本大震災からの復旧・復興への支援」につきましても所要の額を計上しています。

最後にもう一点だけ御説明させていただきます。

税制改正の関係でございます。

「令和4年度税制改正要望の概要」につきましては、既に税制改正の法案として既に審議に入っている状況でございます。

今回の子ども家庭局関係の税制の措置としては「ひとり親家庭住宅支援資金貸付金に係る非課税措置の創設等」についてでございます。

ひとり親家庭住宅支援資金貸付金制度では、1年間の就業継続で返済免除となる措置でございます。この返済免除額につきまして、債務免除益となるわけですが、これの非課税措置を講ずることを行います。

また、独り親家庭が就労した際に、自立を目指すため、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の拡充分につきましても、引き続き非課税・差押禁止措置を講ずるということで、税制上の措置として行うこととしております。

資料4につきましては、以上となります。

○秋田部会長 どうもありがとうございました。

それでは、残りの報告事項について御説明をお願いいたします。

○小澤総務課長 それでは、再び画面共有にて説明させていただきます。

資料5「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書」でございます。

こちらにつきましては、今月に報告書を頂きました。

開催経緯といたしましては、冒頭の部分でございますが、現在、都道府県知事は1年に1回以上、国以外の者が設置する児童福祉施設が、最低基準省令を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならないこととされています。

また、一方で、現在、コロナの感染が拡大している状況があって、こうした実地監査が実際に難しくなっている面がある、あるいは地方からも改革提案募集が寄せられている。

こうした状況も踏まえまして、今回、児童福祉施設における感染防止対策、それから感染拡大あるいは感染症流行時の業務継続と、感染防止と両立した指導監督の在り方につきまして検討することとなったものでございます。

こちらの内容におきましては、まず、児童福祉施設の感染防止対策につきましては、平時における感染症の蔓延防止の観点から、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修、並びに感染症予防及び蔓延防止のための訓練の定期的な実施に努めなければならないとするといったことを主な内容とする報告がまとめられております。

引き続きまして、業務継続計画についてでございます。

業務継続計画につきましても、今、画面共有していると思っておりますが、業務を継続的に実施するための業務継続計画を策定して、必要な措置を講ずるよう努める。あるいは職員に対し業務継続に係る周知とともに必要な研修・訓練を定期的な実施するよう努める。あるいは定期的に見直しを行う。こうしたことにつきまして、必要とされているところでございます。

最後に、児童福祉施設に対します監査につきましては、こちらに監査の方法の見直しとありますが、感染症の拡大防止などの観点から、児童福祉施設への定期的な監査につきまして、例外的な取扱いとして書面による監査を導入することが有用とされています。その際にどういった条件かということにつきましても報告されているということでございます。

資料5につきましては、以上でございます。

○林保育課長 保育課の林から簡単に御説明いたします。

地域限定保育士の関係でございます。

今御覧いただいている資料です。

平成27年度から、国家戦略特区という仕組みで導入されております。

3年間、当該都道府県地域限定で勤務できるような資格制度ということで導入されておまして、現状においては神奈川県と大阪府において実施されているものでございます。これにつきましては、多様な主体による試験の実施が認められているなど、一定の規制緩和措置が行われているところでございます。

下でございますように、今年度末までに、この制度について全国展開するかどうかなど、今後の対応について検討するとされておまして、今、我々や国家戦略特区の事務局と今後の方向性について調整しているところでございます。

簡単ではありますが、資料6は以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

それでは、今、資料3から資料6まで御説明いただきましたが、ただいまの説明及び全体を通して、委員の皆様から御質問や御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

前田委員が途中で伺っていましたので、もし御意見が先にありましたら、いただけた

らと思います。

○小澤総務課長 前田先生は抜けられました。

○秋田部会長 既に抜けられましたか。

御意見を伺う前にすみません。

分かりました。

それでは、今、山野委員からお手が挙がったかと思しますので、よろしく願いいたします。

○山野委員 ありがとうございます。

私ももう抜けないといけなくて、申し訳ないです。

御説明を丁寧にありがとうございました。

予算案の概要なので、もう遅いとは思いますが、今後、先ほど小国委員もおっしゃっていたデジタル化がこれから進んだり、その目的はあくまでも子どもを救うためであります。

小澤課長がおっしゃっていたように、AIは、AIの言うとおりにするためではなくて、この示唆をもってみんなで議論して、意思決定をしていくものだと思うのです。

あくまでもAIは、グッドプラクティス、人間の知識を集めたものにしかすぎませんので、どこか遠くから勝手にやる話では全くないということで、そういった理解とか、先ほど私は教育の現場は非常に難しいというお話をしました。

デジタル庁のほうで個人情報保護も検討されて、またどんどん改正というか、使いやすくなっていくのだとお聞きしてはいるのですが、誤解が生じないようにとか、データの扱いとかが鍵になってくると思うのです。なので、その辺りの人材です。

では、そんな人はどこにいるのといったら、児童相談所の中にはいない、役所の中にもいない、学校の中にもいないというのが現状だと思うのです。自治体によっては、これからスクールソーシャルワーカーとITに強い人をセットで入れていくのだという自治体の方もいらっしゃるぐらいなのです。

そういったことを視野に入れていただいて、目の前のワーカーを1人増やすのでも大変な思いをしている現場であることも重々承知の上なので、すごく遠い話に聞こえるのかもしれないのですが、これは子どもを救うため、間違った解釈をしたり、間違った扱い方をして、逆に個人情報が出てしまうことはあってはならないですし、そういった教育的な意味も含めて、ITに強い人材が今後、福祉現場や教育現場、実践の現場に必要なかと思っております。

その辺りを今後、予算の中に入れていただくとか、視野の中に入れていただく必要があるのではないかと、意見として申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

もうすぐ途中で抜けるかもしれません。

ありがとうございました。

○秋田部会長 ありがとうございます。

大変大切な御提案をいただいたと思います。

ほかにいかがでしょうか。

まだ久保野委員にいただいているかと思うので、御意見があれば、どうぞお願いします。

○久保野委員 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

法律学を行っています、久保野と申します。

法律学ということで、やや遠いところもありまして、少し大きな観点から3点意見を申し述べさせていただきます。

まず、今般の大きな政策について、精力的に大きな方向でいろいろなことが動いていることを感動と感謝をもって伺っております。

3つと申しましたが、1つ目が、子ども中心を全面に出していくことが大変重要なことだと感じておりまして、それとの関係で、法学の観点から見たときに、特に気になるのかもしれない。

現場でもそうかもしれませんが、先ほどもどなたかおっしゃったとおり、親との関係は、子ども中心となったときに、親との緊張といいますか、その問題はどうしても出てくるのだと思います。

そこはとても難しいのだとは思いますが、親との関係で難しい状況のときに、子ども中心ということであれば、しっかりと代わりというか、何が適切かというのは、それこそ私は申し述べられないのですが、それをしっかりと整えていくことを覚悟を持って進めたいけるとよいと思いました。

自分との関係では、一時保護の検討会でそのようなことを申し上げたことがありました。

2点目なのですが、組織とか伝統的な部門の分け隔てを超えてやっていこうというところも画期的だと感じております。母子保健と児童福祉がつながるといったことから始まってということだと思います。

これも法学から見ましたときに、言葉が違って、同じように子どもを心配していても、なかなかうまくいかないみたいな声は、私のような研究者の耳にさえ届くところでありまして、現場で一緒にやっていくことがそれを越える大きないい方法なのだと同時に伺うところでありまして、このような融合が進んでいくのが、言葉が違う、理念が違うところを乗り越えていく第一歩になっていくところを期待しております。

少し先を見ましたときに、法務省とはどうなっていますかとか、裁判所とはどうなっていますかここでいつも述べさせていただくのですが、例えば鑑別所の方のお話を伺う機会がありまして、鑑別所は、非行が以前とは傾向が変わった関係で、法務少年支援センターを展開しているそうなのですが、そこが実は福祉などとすごく近い活動をやっているといったお話を伺ったことなどがありました。

警察とか少年非行と言うとちょっと別のものといった見方もありがちかとは思うのです

が、法務省系あるいは警察といった活動とつながっていけるところは、どんどんつながっていくといいなという期待を持っております。

3つ目が、この部会ではなかなか出てこない話として、民法といった法律のお話なのですが、御案内のとおり、昨日、懲戒権の規定をいよいよ削除するという法案ではありませんが、法律の要綱案が正式に通りましたが、あの中で画期的だと思いますのが、長くなっておりますし申し訳ありませんが、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならないこと、そして子の人格を尊重するといったことが案として入っております。

この部会の方々にとっては当たり前のことが、今頃そんな大事な法律に入るなんてと思われるのだろうと思いつつも、同時に基本的な法律にこういうことが正面から入ることはとても重要ではないかと思っております。

まだ案でありまして、紆余曲折が予想されると言われているようですので、ぜひここで改めて紹介させていただいて、そのようなことについての一体となつての推進について、お伝えさせていただきたいと思えました。

同時に、養育費についてどうするか、あるいは独り親家庭についてどうするかということに関する法改正についても、現在、議論しているところですので、そちらにつきましても、一体的な対応の中の一角として御注目や御議論、あるいは御教示をお願いできればと思います。

以上です。

ありがとうございました。

○秋田部会長 ありがとうございます。

法律の御専門の立場から御意見を頂戴いたしました。

それでは、小川委員、いかがでしょう。その後、2巡目に入りますので、また自由に皆様から御意見をいただけたらと思います。

小川委員、お願いいたします。

○小川委員 ありがとうございます。

私は、1つ目は、実際の親子と関わる人としての保育士がいるわけですが、保育士試験の資料も地域限定保育士のところを出していただきましたが、今、地域限定の方だけではなくて、普通の保育士試験の受験者が減少しつつあります。

この資料でお分かりのように、地域限定で合格した方の人数が出ていますが、例えば神奈川のことを伺うと、合格した方の半分ぐらいは、実際には仕事に就いていません。

ですので、地域限定の次の資料。ありがとうございます。

人数、ここは合格者の数だけが出ているわけですが、全体的には、地域限定で受かった方も、実際には半分ぐらいしか仕事に就いていないということですし、その理由はいろいろとあると思いますが、地域限定でなくて、普通の保育士試験で合格した方たちも、実際に保育士になっている方は多くはありません。

やはり実習をしていない不安とかそういうことが理由のようですが、実際には魅力ある

保育士という形で、どうしたら魅力ある保育士として皆さんに分かっていただけるかという努力を一生懸命にしていかなければいけないわけですが、その中で、お給料だけがその魅力につながるわけではありませんが、処遇改善はとてもありがたいことだと思います。

もう一つ、こどもまんなかというイメージは、それはそれですごくすてきなと思っていますが、子どもから親になるところで、特に例えば母子生活支援施設などでは、親の低年齢化があります。

ということは、今、例えば18歳までという年齢はなくなりますが、子どもだった人がそのまますぐに親になっていく、ここが連続しているところを忘れないでいたいと思います。

子どもや保護者というか、親と言うと、何となくそこに線があるようにも思うのですが、実際は、子どもから親というのは連続したものなので、子ども中心、こどもまんなかということは、同時に親、保護者も大事にするという考えを忘れないようにしていきたいと考えています。

以上です。

ありがとうございました。

○秋田部会長 ありがとうございます。

保育士も足りない、キャリアアップの道筋や処遇は改善されてきましたが、全職種の平均から比べればまだ低い状況で、様々な子どもに関わる領域の処遇改善が今後も継続的に行われることを訴えていく必要はあろうかと思っております。

また、子どもと親の関係です。こども家庭庁のところで御意見もいただきました。

ぜひ後半部分の資料に関しても、いろいろな委員の先生方から御意見をいただけたらと思いますが、いかがでございますでしょうか。どなたからでもお手を挙げていただけましたら。

ありがとうございます。

草間委員、お願いいたします。

○草間委員 周先生が先に手を挙げていらっしゃいました。

○秋田部会長 そうですか。すみません。

周先生、続いて草間先生、宮島先生と、まず、お三方、続けてお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○周委員 よろしくをお願いします。

私は、小川先生の話の続きなのですが、地域限定保育士について意見を述べさせていただきたいと思います。

待機児童が多く、保育士が不足している時代が長く続いていたので、地域限定保育士資格の導入は、保育士の不足解消には大いに貢献したと思うのです。

ただ、保育待機児童の数は、今、5,000人程度にまで大きく減少しているのです。

保育士の不足問題も、一時期に比べれば大きく緩和されたと考えていいと思います。実際、保育士資格の取得者数の推移を見ても、全国に適用する保育士資格の取得者数のみ

らず、地域限定の資格取得者数もかなり減少しているのです。なので、地域限定保育士への市場のニーズは、今、かなり低下してきています。

そのため、今、国家戦略特区の区域内に限定されている地域限定保育士という制度は、全国に広げていく必要性はあまりないのではないかと考えています。少なくとも現状においては、緊急性はないのではないかと思います。

私からは以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

大変重要な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、草間委員、お願いいたします。

ミュートです。

○草間委員 失礼いたしました。

ありがとうございます。

私からは3点申し上げたいと思っています。

一つは、資料を頂いた中での感想とかなのですが、今回、こども庁という議論があって、こども家庭庁への名称変更という議論の流れがありました。これで完結するわけではなくて、どのような行政機構がよいのかというなかで、子どもに関する施策をワンストップで行う行政機構として、こども家庭庁になってきているということです。

家庭庁は外局となると、省ではありませんので、閣議には出られません。それから、法律提案権も、省と違って、内閣府の中で整理してから出す形になりますので、私は将来的にはこども省にすべきだろうと思っています。

現在、内閣府は、消費者庁やスポーツ庁、デジタル庁など様々な庁が設置されて、内閣府は肥大化しているわけです。そういう中で、子ども施策の司令塔を一本化するには、閣議にきちんと出席できる、それからワンストップで行える行政機構を一元化も含めて可能となる省庁の在り方として考えたとき、省が必要ではないかと感じています。

2つ目が、資料の基本方針についての17ページの財源については、現時点では非常に配慮された表現になっています。ヒト・モノ・カネの財源をどう確保するか。今、書きぶりとしては「安定財源」としか書けないと思うのですが、本質的に述べるなら、恒久財源を創っていくということです。

その際、予算の組み換え、増税を図る、国債を発行する、財政法で禁止されていますが教育債とか子ども国債の発行、証券化、あるいは保険で対応するなど、様々な手法があります。私は恒久財源を実現するには、こども保険を創設しないと非常に難しいだろうと思っています。

恐らく、厚労省でも財務当局に予算要求するのに毎年いろいろとご苦労されている。きちんと財源を確保する、つまり、安定財源というよりも恒久財源の確保が大変重要になります。そのようなことを強く思います。

3つ目が、資料2-3の保育士等の在り方に関する検討の取りまとめの別紙なのですが、

教育の現場でこれから導入されるもので、わいせつ行為を行った保育士に関するものなのですが、こちらについて、18ページのマル3です。

再登録を制限するための再審査制の導入という形が恐らく必要だろうということになるわけですが、このときに2つの要素が必要なのかなという感じがしています。

一つは、審査する際に、当該者がカウンセリング等を受けたかどうかということと、もう一つは、精神科医とかの専門家の所見です。こういったものが審査の中で当然必要になってくるのではないかという感じを受けました。

以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

3点の重要な御指摘をいただきました。

宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 ありがとうございます。

私も、小川委員の最初の発言と重なるところがございます。

あと、小澤課長が御説明いただいた資料3-1の2こま目でしょうか、18ページの右下の辺りのことに関わってしまうのですが、何を言いたいかというと、厚生労働省との関係です。厚生労働省の中に、子どもの福祉をトータルで担う場所があったことが、外に出ることによって後退しないでほしいということなのです。

当然、医療との関係は深いですし、働く人々のことが大切にされなければ、暮らしは守れない。暮らしが守れなければ、子どもたちの幸せも遠のいてしまう。ですから、働く者の環境の整備はぜひとも入ってほしい。この資料にどう入れるのかは別として、とにかく、厚生労働省が担ってきた子ども以外の福祉との関係は、本当に大切にしてほしいと思います。

子どもたち、あるいは子どもを育てる家庭のニーズは本当に複雑で、様々な領域にまたがる。経済的な基盤ができなければ駄目だと思いますし、高齢者の方と同居していらっしゃる方があれば、その福祉も併せて考えなければいけない。それこそ包括的で重層的な支援を展開する中で、ど真ん中にいる子どものことは忘れないでねという在り方でないといけない。

厚生労働省が様々な展開してきている地域共生社会の構築と領域を超えるという考え方、ニーズが複雑で領域を超えていけば、当然、支援も領域を超えなければいけない。こういったことが取り残されてはいけない。

子どもの人権が一番大事だと思いますが、子どもがまず人間として尊ばれる、個人として人々が尊ばれる中に、子どもの人権が守られることがあるべきだと思いますので、例えば今、ここに2つ〇がありますが、様々な領域の社会福祉との連携とか協働が後退することのないように、資料等ではぜひとも強調してほしい。

国の組織の在り方は、地方の組織の在り方に影響を与えられると思いますので、そういった観点からも、この資料について御配慮いただきたいと要望いたします。

以上でございます。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

続きまして、小国委員、お願いいたします。

○小国委員 鎌倉女子大学の小国です。度々すみません。

資料5に関してなのですが、質問がございまして「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書」なのですが、これの構成員名簿の中には、感染症の専門家は入っているのでしょうか。それをお聞きしたいのですが。

○秋田部会長 事務局、いかがですか。

○小澤総務課長 感染症の専門家という点で御質問がございました。

確かに御指摘のとおり、今回のこちらの研究会につきましては、感染症の専門家は入っておりません。

ただし、現在、これとは別に、この報告書の中にあります感染症防止対策マニュアルの検討を行っています。そちらには、感染症の専門家も入っていただいて検討する形を取っていますので、そちらのほうで感染症の専門家に関与していただいている状況でございます。

○小国委員 分かりました。

研究会報告書の内容を見ますと、かなり分かりやすく有意義なものであるように見えますので、恐らく、これはとても参考にされるのではないかとと思われるのです。

こういう冊子を作成する会議の中に、感染症の専門家が1人入られて、もう少し具体的なこと示されると、感染症対策として多くの命を救うことができるのではないかと思いますので、発言いたしました。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

皆様、それ以外に御意見はございますでしょうか。

相澤先生、お願いいたします。

○相澤委員 先ほど宮島委員も言うておりましたが、ダブルケアやヤングケアラーとか、要するに複合的な、複雑性のある問題に対応するには、子どもの領域だけではなかなか難しいので、他領域との連携がとても重要になってくると思いますし、地域共生社会の実現という厚生労働省が今進めている政策などを考えますと、重層的支援体制整備事業などの中でこども政策をどのように進めていくかということもきちんと考えていかなければいけないかと思っております。

もう一つは、人材確保という意味では、先ほどの限定保育士さんなどいろいろと検討されている。私はこういうことも重要だと思いますし、今は児童委員や主任児童委員、里親さんとか、身近な住民の方で子どもの福祉を担ってくださる人を増やしていくこともとても重要ではないかと。

児童委員の成り手がいないという話も聞きますが、子ども食堂などもそうですが、身近な住民の方で子育てにきちんと関与していただいたり、支援をしてくださるような人材確

保も検討されたらいいのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

本当に身近なところからと思います。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

松田委員は何かございますか。

○松田委員 秋田先生、ありがとうございます。

こども政策に係る推進の会議に、プレゼンで参加させていただきました。

子どもは18歳までというところで、社会的養護では、恐らくその先のことも少しフォローされているのですが、今回、若者のところがなかなか難しかったと実感していて、では、どこがそこをやるのかなというところでは、まだまだ課題があるかなと思っています。

私たちが実は地域でフードパントリーをコロナ禍で立ち上げまして、2年間食の配布をしているのですが、高校生だけではなくて、高校生世代とその先のところは、先ほどもどなたかお話くださっていたように、親というのは、自分が子どもを育てるかどうかは置いておいて、社会の中で親世代になっていくところのサポートも本当に必要だなと感じています。

そこはまだまだこれからなのではないかと思えますし、世田谷などは子ども・若者部と、若者部を入れているのですが、若者世代のところが、働き方とかだけではなくて、本当に社会の中に包摂されるというところで、まだまだ感じていることがたくさんあった会議だったと思いました。

私は、そこでは困ってから浮き輪が投げられるのではなくて、みんなにライフジャケットを配ってくださいとお願いしたのですが、先ほどの権利の話にまた戻ってしまうと、あなたに権利があるとか、あなたはそのまま社会の一員だというところは、守られることだけではなくて、参加していくとか、自分で意見を選ぶところから。

意見を言えと言われて、意見をいきなり言えるものではないから、そういうチャンスがたくさんあったり、自分では発信できなくても、幾つかの中で選ぶことができたり、困ったときにあなたに権利があると言われるのではなくて、もともとそれがあつたことを知っている子どもや青年を育てていくこと。

それから親になったときにも、実は子どもだけではなくて、保護者の側にもそれができなくて苦しんでいる方をたくさん地域の中で見ていて、お茶を飲むときのお茶の味を選ぶところから、好きなものを選んでいいのだよとやるような活動もしているところでは、そういったことがベースになる。

体罰禁止とか、懲戒権がなくなるとか、そういったことで少しずつマイナーチェンジはあると思うのですが、国を挙げてそこがもっとしっかりと後押しされるというか、当たり前前に、それは自由というか、勝手にするというところではないのだよみたいなことがみんなですらわれるような、こういうことはどういうことなのだろうということを一緒に話し合え

るような場を地域の中につくっていきたいとすごく感じていまして、こういった会議が今度、こども家庭庁に移っていくことも、どうなるのかという不安をすごく感じているところ です。

すみません。長くなりました。

以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はよろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、事務局、今までの御意見を受けて、どうぞお願いいたします。

○小澤総務課長 それでは、まず、私から、主にこども家庭庁関連のことにつきまして、何点か申し述べさせていただきたいと思 います。

冒頭に山野委員から人材育成、特にデジタル人材の育成の重要性について御指摘がございました。この点については、今後検討していかなければならない論点だと思 っていますので、私どももしっかりと受け止めていきたいと思 います。

その上で、こども家庭庁関連でございます。

まず、草間委員から、こども家庭庁はこども家庭省となるべきではないか、内閣府の外局では法案が出せない問題があるのではないかと いった御指摘をいただきました。

まず、この点について、今回の改正の考え方を説明させていただきたいと思 いますが、まず、内閣府の外局あるいは内閣府の内閣特命担当大臣の下にあるということは、言うなれば固有の権限として各省大臣に対する勸告権あるいは資料提出要求権限を持つこと になります。このため、言わば各省大臣よりも一段高い場所に置かれることとなるというメリ ットがござ います。

そういったこともあり、今回のこども家庭庁は司令塔機能を持つということで、今回、内閣府の外局という形になったと私どもとしては伺 っております。

また、法案提出につきましては、内閣総理大臣が閣議を請議することによりまして、法案提出することになりますので、こども家庭庁として法案を提出すること自体は、もちろん、御指摘のと おりの形になりますが、可能と理解しております。

続きまして、財源につきましては、まさに本当に大きな問題だと認識しております。

今回の基本方針の中でも、今後、様々なやり方が検討されますが、これは引き続き検討して いくべき課題と私どもとして認識しております。

あと、宮島委員、相澤委員から福祉との関わり、厚生労働省の関わりについて重要との御指摘が ございました。まさにそのとおりだと思 います。

今回、資料におきましては、この点があまり記載されていないことについてはおわび申し 上げます。

ただ、私ども厚生労働省の福祉の部門との連携は、こども家庭庁に行ったとしても、当然重要と認識 しております。例えば幾つか御指摘のあった重層的支援につきましても、恐らくこども家庭庁ができた としても、当然、こども家庭庁がその事業に関わっていくも

のだと理解しているところでございます。

あと、今回、「こども」の定義につきまして、松田委員から18歳まで、それ以降についてはどうするかという点がございました。

なお、今回のこども家庭庁の基本方針におきましては、「こども」という定義は、18歳までを基本としつつも、大人として円滑な社会生活ができるようになるまでの過程にある者をいうとした上で、言うなれば年齢で区切ることはせずに、まさに個々で見ていくという姿勢を貫いております。

なので、さらにいいますと、今回の業務移管の中で、子ども・若者育成支援も業務として移管されることとなりますので、こうした業務は当然、こども家庭庁が行っていくことになるということでございます。

あと、この点については1点おわび申し上げます。

先ほどのこども有識者会議につきましては、構成員単位で説明させていただきましたので、秋田委員がこちらに入っているということで申し上げます。

ただ、松田委員も臨時構成員として入っていますので、この点については補足しておわびさせていただきます。紹介が漏れて申し訳ございませんでした。

私からは以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

お願いします。

○林保育課長 保育課の林です。

保育士の関係で幾つか御提案、御質問等もいただきましたので、お答えさせていただきたいと思います。

小川委員からの受験者数に比して、現場に就職する保育士が減っていると御指摘いただきまして、まさにそこが大きな課題でございます。

保育所の現場を魅力ある保育所とするということで、様々な取組を進めております。

処遇改善もその一つということで、まずは今回、3%、9,000円程度の引上げということでございます。さらなる引上げについては、秋田部会長も委員として参画されていますが、公定価格評価検討委員会の中間提言なども踏まえて、財源確保と併せてですが、今後、議論していく必要があると思っています。

また、キャリアラダーというか、キャリアパスというか、そういったものが各保育所で整備されることも重要であると考えております。また、現状では、保育士が子どもに関わるころになかなか集中できない。そういう意味では周辺の業務の負担もかなり増えている状況かと思っております。こういったものは周辺業務負担軽減ができるような様々な支援策も用意しておりますし、あるいは業務負担軽減のために我々でマニュアルをつくったり、あるいはICT導入に向けての補助金、あるいは導入に当たっての事例集などもつくって、様々な取組を進めているところでありまして、そういったところにしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

次に、周委員から地域限定保育士についてのコメント、御意見がございました。

確かに御指摘のように、平成27年の導入時は、待機児童解消のための整備を非常に進めておりまして、都市部を中心に保育士不足が大分問題になっていたという状況であります。

ところが、現状は、都市部もそうなのですが、最初に御報告しました「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」でも相当声が上がっておりましたが、むしろ地方における保育士の確保・定着が非常に大きな問題になっていることが課題として浮き彫りになっております。

そういう意味では、先ほどの御質問とも関係しますが、資格は取っても、保育士さん自体がなかなか現場に就いていただけないという問題、早期に離職するケースがまだ多く見られること、そして、どちらかというと地方で、新規の方も含めてなかなか地方に来ていただけないという問題があって、こういったところが課題になっております。

地域限定保育士をどうするかは、まさに今から政府の中で検討する問題でございますが、課題認識としては、保育士不足については、特に地方においてこれから問題が大きくなっていくのではないかと考えております。

先ほど御紹介させていただきました報告書でも、へき地医療の仕組みも参考にして、今後、地方での保育士確保の仕組みを考える必要があるなどの提言もいただいております。その辺が課題となっていることを御紹介させていただきたいと思っております。

最後に、草間委員から、わいせつ保育士の再審査に当たって、再審査の際の要素として、その方がカウンセリングを受けたかとか、専門家の所見が重要ではないかという点についてお伺いいたします。

これについては、先行する教員の仕組みについて、今、施行に向けていろいろと検討されております。その制度の運用などもよく見ながらやっていくものだと思いますが、児童わいせつは再犯性の高い犯罪とも言われておりますので、基本的には再審査を多くのケースで認めるということではないと考えておりますが、再審査して、再登録の際に、どのような形でそれを認めていくかについては、御指摘の意見も踏まえてしっかりと検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はよろしゅうございますでしょうか。

そういたしましたら、ほかに御発言もないようですので、本日はこれで閉会といたしたいと思っております。なお、私は今回で児童部会長の任期が終わりますので、一言御挨拶をさせていただきます。

私が児童部会の委員になりましたのは、2010年2月の第33回からになりまして、2017年までは大日向雅美部会長がずっと部会長をしておられました。その後を引き継ぎまして、させていただきます。

任期としての10年を超えることとなりますので、ちょうどこども家庭庁等に移る前に引

かせていただくこととなります。改めてこの間を振り返りますと、本当に待機児童の問題等の量の問題が議論されたり、いろいろな問題が山積されていきました。

その時期から考えますと、社会的養護の問題や児童福祉法の改正の問題、保育においても、質的な問題へと議論はかなり変わってきております。特に終わり2年間は、コロナの中で、御関係の部署の皆様がいろいろな対応で御尽力くださったと思いますが、この部会が大事にしてきたこととして、今日も論じられてきましたような子どもの最善の利益、子どもの権利、そこに関わる子育て家庭への包括的な支援や社会的養護の課題は、先ほどから委員の皆様のお話がありました。

これは厚生労働省だったからできた部分ということもこれまでであったように思いますので、こども家庭庁に移っても、教育と福祉の一体であったり、まだまだいろいろと難しい問題も含まれていると思いますが、これがまた新たな第一歩になって、この部会が受け継がれ、子どもの権利が守られ、よりよい社会がつくられていくことを祈念したいと思っております。

委員の皆様にはそれぞれお支えいただきました。

私はもともと保育や教育が専門でございますので、いろいろと足りない点もあったかと思いますが、皆様のおかげで無事にこれで退任することになりましたことを感謝、御礼をもって終わりにさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

これで終わりにいたしたいと思っております。

ありがとうございました。